

令和7年度アニメ「ぐんまちゃん」英語吹替版制作事業実施業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度アニメ「ぐんまちゃん」英語吹替版制作事業実施業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 趣旨・目的

アニメ「ぐんまちゃん」シーズン1（全39話）の英語吹替版の制作し、今後のぐんまちゃんの海外展開の際のツールとして活用することを目的とする

4 業務内容

当該事業に係る以下業務について、制作等及び付随する業務一式を委託する。

なお、業務遂行の全ての過程において、群馬県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）にて打ち合わせ・調整を密に行うものとする。

（1）制作について

○対象

- ・シーズン1 全39話（約7分/話）

○吹替言語

- ・英語（アメリカ英語）

○声優

- ・声質やトーンがキャラクター性に適する声優を甲に提案し甲と協議のうえ選定する。

なお、ぐんまちゃん、あおま、みーみの声優の提案には過去の日本アニメの吹替実績も確認すること。

○セリフ台本

- ・群馬県にて所有している既存の英語字幕をリライトした上、それを参考に英語の口語セリフを作成すること。

○レコーディング

- ・クオリティ・期間・関係各所との調整等を加味し、甲と協議を行い、業務の履行に適する方法で実施すること。

○留意点

- ・既存のアニメ「ぐんまちゃん」の世界観を損なわないように、甲と綿密に協議を行い、制作を進行すること。
- ・制作状況、その他制作に関連する事項を遅滞なく甲に報告すること。
- ・制作業務上重要と認められる作業は、事前に甲との協議により決定進捗すること
- ・制作途上、各作業項目について重要な変更をするときは事前に甲の承諾を得ること

(2) 納品について

○成果物

- ① 完全データ
 - ・単話ごとの映像音声リミックスデータ
 - ・単話ごとの音声のみデータ
- ② 制作データー式のバックアップデータ
- ③ 事業完了報告書

○納品方法

- ・上記①：電子データ（MOV、MP4、wav 等）
- ・上記②：外付けHDD
- ・上記③：Microsoft「Word」または「PowerPoint」で作成した電子データ
※甲乙協議の上、適切な方法にて納品を行う。

○納品期限

- ・契約期間満了日まで

○納品場所

- ・群馬県前橋市大手町1-1-1
(群馬県庁10階 エンターテインメント・コンテンツ課ぐんまちゃん推進室)

(3) 権利関係について

乙は本事業により制作された成果物に関する一切の権利（著作権その他一切の知的財産権を含む）を取得の上これを甲に譲渡し、また著作者人格権の不行使特約を得るとともに、かかる対価を支払うものとする。群馬県は、当該成果物を、SNS、ウェブサイト、イベントその他の媒体（電子的媒体・紙媒体を問わない）において、営利・非営利を問わず、無制限に使用、複製、改変、頒布、公開できるものとする。

(4) 秘密保持について

乙は、本業務に関連して知り得た甲の秘密情報について、別途「秘密保持誓約書」を甲と交わし、これを遵守するものとする。

また、本業務において再委託が発生する場合、乙は再委託先に対しても同様の秘密保持誓約書を交わさせ、遵守させるものとする。

(5) 各種連絡調整について

出演者及びその所属事務所との連絡調整及び必要な費用の支払いを行うこと。なお、出演料やスタッフの交通費とその他再放送等に必要な費用については、本件委託業務に含め、契約外の費用が発生しないように十分留意すること。

(6) 提案事項

乙は、企画提案に当たり、本仕様書の内容等を踏まえ、以下を含め、業務執行に向けた具体的な事業内容を企画・提案することとする。

- ・主要キャラ（ぐんまちゃん、あおま、みーみ等）の想定される声優さんを具体的に提案する
- ・提案する声優のプロフィールや出演歴、過去作品での音声サンプルを参考資料として提出する

(7) その他

その他具体的な制作に関する進め方等については、甲との協議にて決定する。

5 留意事項

- ・「4 業務内容」に記載した事業の執行、労務管理及びその他本委託事業に関連した事業の遂行にあたり、関係法令を遵守し、諸手続を行うものとする。
- ・本件業務の内容及び業務の遂行上知り得た事項は、甲の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他目的として使用してはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することが出来るが、その際は、再委託の内容、再委託先等について県へ報告すること。
- ・事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

6 実績報告

本件業務を全て完了した後（成果物の納品が全て完了した後をいう。）、速やかに甲に「実績報告書」を提出すること。

7 その他

仕様書に記載のない事項及び内容の詳細について、また、業務上疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ、決定するものとする。